

安芸市共同住宅の水道料金等の算定の特例に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、共同住宅に係る水道料金、公共下水道使用料及び農業集落排水施設使用料(以下「水道料金等」という。)の算定の特例(以下「特例」という。)に関して、必要な事項を定めるものとする。

(適用の対象)

第2条 特例適用の対象は、次の各号に掲げる全てに該当するもの又は市長が特に認めるものとする。

- (1) アパート・マンション等の共同住宅(公営のものを除く。)で、居住部分の構造上又は利用上独立して使用できるように区画されている。
- (2) 市が管理する1つの量水器に対して2戸以上が使用し、かつ水道を使用する戸数の3分の2以上が住宅専用として使用されている。
- (3) 住宅専用として使用されている各戸の区画に、居住者が直接使用するための、風呂、トイレ及び台所を有している。
- (4) 水道料金等の未納がない。

(申請)

第3条 特例を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、特例適用申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 申請者は次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 共同住宅の所有者
- (2) 共同住宅の管理をしている者

(適用)

第4条 市長は、前条の申請がこの要綱の定めに適合していると認める場合は、特例適用通知(様式第2号)により申請者に通知する。

(特例に係る水道料金等)

第5条 特例に係る水道料金等は、安芸市給水条例第31条、安芸市公共下水道条例第18条及び安芸市農業集落排水施設条例第13条を準用し、使用水量を基に、次の各号により算出した各戸の水道料金等の金額の合計とする。(うち水道料金については、算出した各戸の水道料金の金額の合計に、市が管理する量水器の使用料の金額を加えたものとする。)

- (1) 共同住宅の戸数は満室時の戸数とする。
- (2) 各戸の使用水量は均等とみなす。

(届出義務)

第6条 特例を受けた者は、申請内容に変更があった場合又は特例適用の廃止を求める場合は、適用変更申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(調査)

第7条 市長は、特例の申請及び変更申請を受けたとき又は特例の適用後、必要と認める場合は、現地調査を行うことができる。

2 申請者又は特例を受けた者は、前項の現地調査に協力しなければならない。

(適用の取消)

第8条 市長は、特例の適用を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、特例の適用を取り消すものとする。

(1) 前条第1項の現地調査の結果、水道の使用の状況等が申請書の申請の内容と異なるとき。

(2) 前条第1項の現地調査を拒否又は妨げたとき。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。